

## 会議録要旨

|              |                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名        | 令和6年度第4回港区特別職報酬等審議会                                                                                                                                                                           |
| 開 催 日 時      | 令和6年11月7日（木曜日）<br>午後6時から午後7時30分まで                                                                                                                                                             |
| 開 催 場 所      | 区役所9階研修室                                                                                                                                                                                      |
| 委 員          | （出席者）<br>古川史高・河合智・田中泉・堀信子・中野智江子・栗山由美・秋田恵・辻村法泰<br><br>（欠席者）臼井浩之・芝耕太郎                                                                                                                           |
| 事 務 局        | 総務部長、総務課長、総務課総務係長                                                                                                                                                                             |
| その他出席者       | 人事課長                                                                                                                                                                                          |
| 傍 聴 者        | なし                                                                                                                                                                                            |
| 会 議 次 第      | （1）特別職の報酬等について<br>（2）報酬等の改定の適用日について                                                                                                                                                           |
| 配 付 資 料      | 資料1 特別区・東京都・国の令和6年給与勧告概要一覧<br>参考資料1 一般職員の給与及び特別職の報酬等の決定の仕組み<br>参考資料2 特別職報酬等審議会で審議する「報酬等」について<br>参考資料3 特別職等の年齢構成（令和6年11月1日現在）                                                                  |
| 会議の結果及び主要な発言 |                                                                                                                                                                                               |
| 会 長          | 開会                                                                                                                                                                                            |
| 会 長          | <p>前回の振り返り。<br/>         政務活動費は継続審議、今回は月例給と特別給について審議する。<br/>         前回、月例給と特別給は増額の方向という議論で、区長だけは個別に判断すべきという意見あり。<br/>         業績評価ではない、公民較差の是正なので、区長も含めて一律にするという意見あり。</p>                    |
| 委 員          | <p>公民較差是正の観点なので、区長も他の特別職等と同じでよいのではないかと。</p>                                                                                                                                                   |
| 委 員          | <p>同意見だが、一般職員と区長等の引き上げ幅が同率というのは検討の余地あり。</p>                                                                                                                                                   |
| 委 員          | <p>区長は他の特別職等とは分けて、検討したほうが良いと思う。</p>                                                                                                                                                           |
| 会 長          | <p>全ての委員の意見をまとめ、区長も含め一律の引き上げ率で検討することとする。</p> <p>引き上げ率について、事務局から示されている数字がある。0.9%が幹部職員の増額率、2.89%が一般職員を含めた増額率。<br/>         幹部職員の割合でよいという意見、公民較差是正なので2.89%という意見、その間の数値があればという意見あり。どのように進めるか。</p> |

|          |                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員      | 一般職員とは差をつけるべき。                                                                                                                                                                                                                   |
| 委 員      | 特別区人事委員会が公民較差是正のために出している数字が 2.89%。根拠のある数字であることが必要と考えると、公民較差の 2.89%がよいと思う。<br>区は都区財政調整制度の（普通）交付金を受けておらず、自力で区政を運営しているのに特別区人事委員会の数字より低いのはどうなのか。特別区人事委員会が出している数字は、特別区の中の 600 社以上を拾っており、サンプリングは十分されており、2.89%という根拠のある数字を出しているので適当だと思う。 |
| その他複数名委員 | 0.9%が適当だと思う。                                                                                                                                                                                                                     |
| 会 長      | 特別職等は基本となる金額が元々大きいいため、0.9%でも金額は高くなってくる。それは財政にも影響する。また、この審議会での結論は、今後の審議会の一つの基準となる。<br>港区は財政がひっ迫しているわけではないということだが、各引き上げ率でどの程度、金額の差が出ているのか。                                                                                         |
| 総務課長     | 前回配付した資料に試算を掲載している。<br>区長の場合であれば、2.89%の引き上げで年収 2,348 万円、0.9%の引き上げで 2,303 万円 年額で 45 万円差がある。<br>区議会議員は、2.89%の引き上げで 1,148 万円、0.9%の引き上げで 1,126 万円 22 万円差がある。<br>その他にも特別職がいるので、数千万円程度の差は生じると思われる。                                     |
| 会 長      | 年間数千万円の差は生じるとのこと。毎年それだけの増額となってくる。区の財政がひっ迫しているわけではないが、今後のことはわからない。<br>緊急時の防災対応は各市町村が中心に対応する必要あり。個人的には多額の増額でなくてもいいのかと思う。<br>根拠になる 2.89%と 0.9%の間の数字はあるか。                                                                            |
| 総務課長     | 配付資料の説明<br>①勧告に基づく給与改定後の初任給の改定内容及び職層別の試算について<br>②港区職員等級別平均改定率について                                                                                                                                                                |
| 会 長      | 号級が高い人は、0.8%や 0.9%の引き上げ幅が多く、若年層と比較し引き上げ幅が低くなっている。<br>事務局から欠席の臼井委員の意見を紹介してほしい。                                                                                                                                                    |
| 総務課長     | （臼井委員の意見資料代読）                                                                                                                                                                                                                    |
| 会 長      | 前回の審議会でも、臼井委員は 2.89%という意見を示していた。<br>全部の号給を平均すると 2.89%ということか。                                                                                                                                                                     |
| 総務課長     | 民間の従業員と職員の公民較差が 2.89%。                                                                                                                                                                                                           |
| 委 員      | 特別職に支給される現行の月額を踏まえると、管理職の改定率を準用する 0.9%の引上げは、合理性があると説明できるものだと思う。<br>昨年度の他区 11 区が管理職の平均とのことだが、それ以外の区の状況が分かれば教えてほしい。                                                                                                                |
| 総務課長     | 据え置き区、0.9%か 0.3%以外の数字を取った区、答申に両案を併記した区、独自の数字を用いた区。据え置きの理由は若年層に重点を置いているから、不祥事があったからなど。                                                                                                                                            |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員  | 個別事情があったということで理解した。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委 員  | 公民較差 2.89%という勧告が出ている中で、特別職の報酬等を据え置きにした場合、区内の民間企業へ悪い影響はあるのか。                                                                                                                                                                                                                   |
| 会 長  | 公務員は労働基本権の制約があり、民間企業のように労使の交渉で給与を決めることができない。人事委員会の給与勧告制度は、その代償措置である。公民較差をなくそうというのは、その地域における労働者に支払うべき給与を決め、採用や昇給を確保するもの。民間企業は人員確保のために相当な賃上げをしている。民間企業の動きについていかないと公務員のなり手が増えない状況生まれる。                                                                                           |
| 委 員  | 特別区人事委員会が出した引き上げ率にしなかったとき、民間企業の労働組合に入れない役員等の方々の給与は上がりにくくならないのか。<br>また、近年、公務員離れが多いと聞いているが、長年働いても給与が上がらないという理由が影響しているのか。今回の答申が公務員離れに影響を与えないか。最後に、今回 0.9%の引き上げ率にするとしたら、昨年の審議会の答申とは違う基準になる。それは説明できるのか。                                                                            |
| 委 員  | 特別職は民間企業の役員に当たる。民間企業は収益を考えているので、収益が上がれば役員報酬は上がり、収益が上がらなければ役員報酬は据え置き、または下がる。公務員の給与が上がらなくても民間企業への影響は、それほどはないと思う。                                                                                                                                                                |
| 総務課長 | 参考資料 1 の説明。特別職は勧告を受けて給与を決めるという仕組みではない。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委 員  | 勧告について月例給は、特別区 2.89%、東京都は 2.59%、全国は 2.76%。 期末手当については、特別区と東京都は 0.2 ヶ月の引き上げとなっているが、人事院の示す全国の値は 0.05 ヶ月である。<br>本審議会として、 月例給は勧告の通りとせず、期末手当については、 人事院の全国の数字を考慮せず、特別区と東京都のみ取り上げて勧告の通りとして良いのか。                                                                                       |
| 委 員  | 公民較差はゼロにはならない。民間企業は仕事の安定性が低い。例えば、外部環境、市場、為替、競合などで大企業でも倒産の危機がある。行政は倒産しない。民間企業は在職年数で給与の上がる角度は緩い、行政は在職年数が長いほど給与が上がる。それを比較した結果、特別区人事委員会が若年層を手厚くする勧告になっており、妥当だと感じた。<br>人事委員会の勧告は、人材確保の観点等から、初任給や給与レベルの低い若年層に重点を置いている。区議会議員の給与レベルは高く、人材確保に課題を抱えているという状況ではないので、一般職上級号の 0.9%が適切ではないか。 |
| 委 員  | 今の意見に賛同する。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委 員  | 0.9%でいいと思う。管理職より上げる必要はないと思う。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会 長  | 審議会の意見は多数決とする。0.9%が 8 名。2.89%が 2 名。0.9%の引き上げに決定する。特別給については、勧告どおり 0.2 か月分を引き上げ、4.65 月を 4.85 月とするという事務局の資料がある。                                                                                                                                                                  |
| 人事課長 | 特別区人事委員会勧告について説明                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委 員  | 民間企業の賞与は成果が上がったとき支給されるため、毎年上がり下がりがある。公務員はどうか。                                                                                                                                                                                                                                 |

|          |                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人事課長     | 仮に今回 4.85 月になると来年度は 4.85 月を基準に勧告される。上下はある。                                                            |
| 委 員      | 勧告に従った数字でよいと思う。                                                                                       |
| 委 員      | 東京都も同じ月数であり、今後下がることもあるのなら勧告どおりでよい。                                                                    |
| その他複数名委員 | 勧告どおりでよい。                                                                                             |
| 会 長      | 出席委員の 8 名が勧告どおりということでその方向とする。<br>時期について、事務局から説明してほしい。                                                 |
| 総務課長     | 月例給及び特別給ともに一般職と同様とする。<br>区長、副区長は今年の 4 月 1 日以降に就任しているので、但し書きを入れ、現区長、副区長に適用されるようにする。<br>月例給も特別給も条例改正する。 |
| 会 長      | 月例給は 0.9%の引き上げ、特別給は 0.2 月の増額、いずれも条例改正によるが月例給は本年 4 月 1 日、特別給は 12 月 1 日の適用。これで審議完了とする。                  |
| 総務課長     | 今後のスケジュールの説明                                                                                          |
| 会 長      | 閉会                                                                                                    |